

喫煙は指定喫煙所をご利用ください
 禁煙等強化区域で喫煙する場合は、武蔵嵐山駅の東口・西口に設置してある喫煙所をご利用ください。

町では平成30年10月より、「嵐山町ぼい捨てゼロできないな町づくり条例」(以下、「本条例」)を施行しています。本条例は、自然豊かな環境保全のため、町民、事業者、町等の協働による清潔で美しい町づくりを推進し、快適な生活環境の保持を目的としたもので、喫煙者をはじめ、多くの皆さんにご協力をお願いしています。

本条例により、武蔵嵐山駅周辺を「禁煙等強化区域」に指定し、同時に当該区域内に指定喫煙所を設け、環境美化の推進及び歩行者等の安全確保を図っています。現在、この区域内で「路上等喫煙」や「ぼい捨て」を行った場合には2,000円の過料が科せられます。

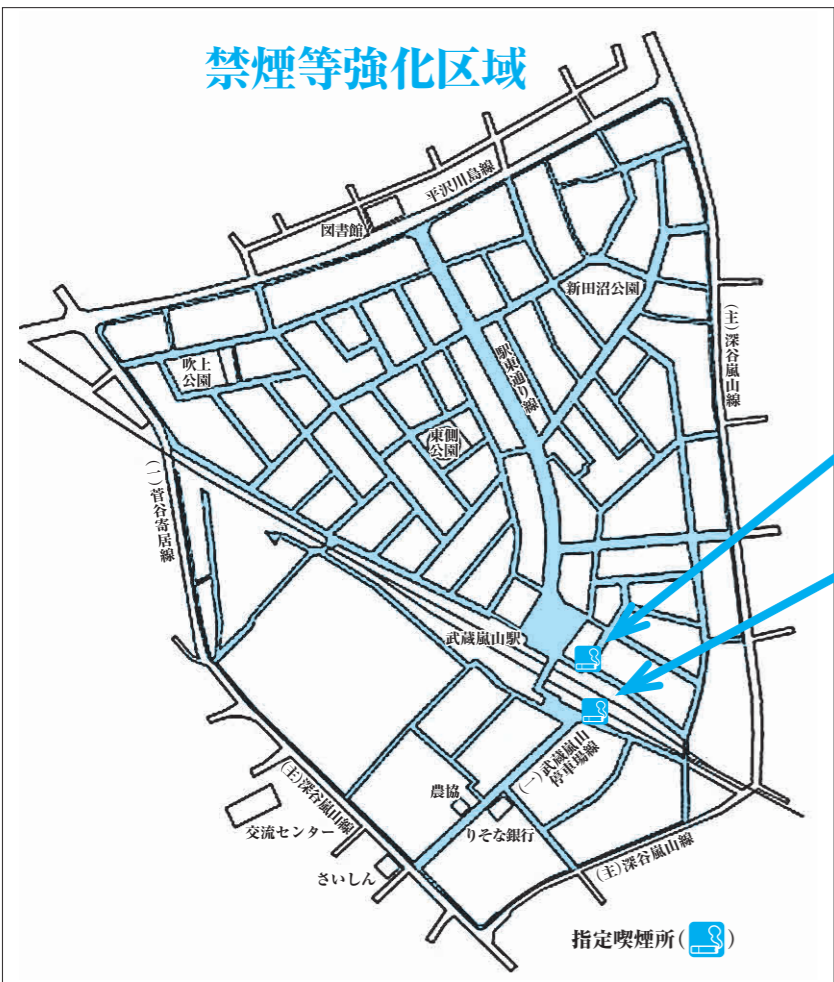
※「路上等喫煙」とは、道路、公園、広場、その他屋外の公共の用に供する場所において喫煙することです(自動車内での喫煙は除く)。

誰かが捨てたごみを見かけて、「自分も捨てても大丈夫」という心の油断を発生させてしまいます。一人一人の意識の違いが、きれいで、美しい町づくりをすることにつながります。喫煙マナーとルールを守って、みんなが美しいと思える町づくりにご協力ください。

指定喫煙所(地図参照)をご利用ください。指定喫煙所の場所や時間帯に限らず、喫煙所の枠内で喫煙していただき、他の歩行者の迷惑にならないようお願いいたします。歩きタバコは、周囲の人たちの迷惑になることはもちろん、子どもや、歩行者に火傷や衣服を汚すなどの危害を加えてしまう可能性があります。

路上等喫煙の防止、ぼい捨てゼロに向け
 喫煙マナーとルールを守って美しい町づくりをしよう

▼問合せ 環境課 ☎62-0719



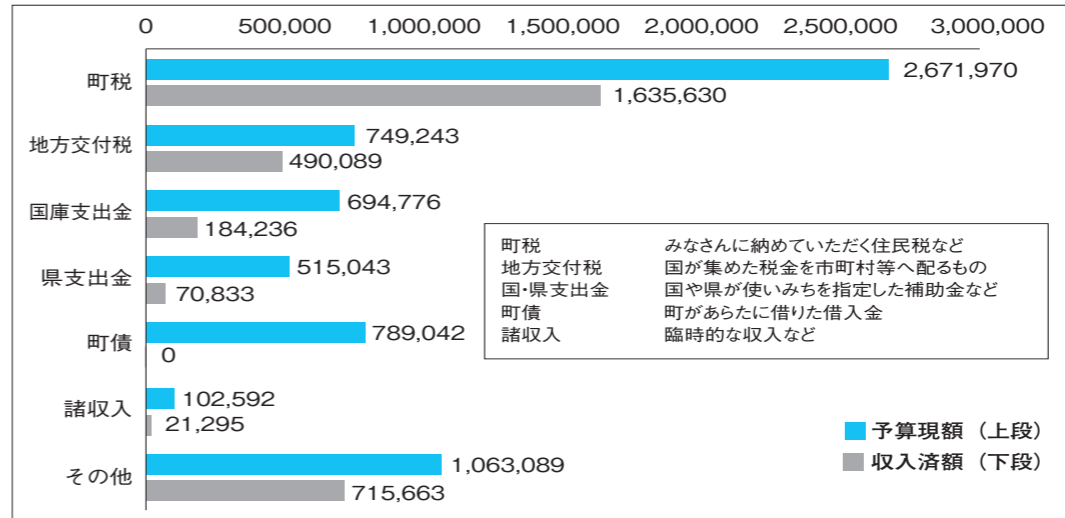
東口指定喫煙所



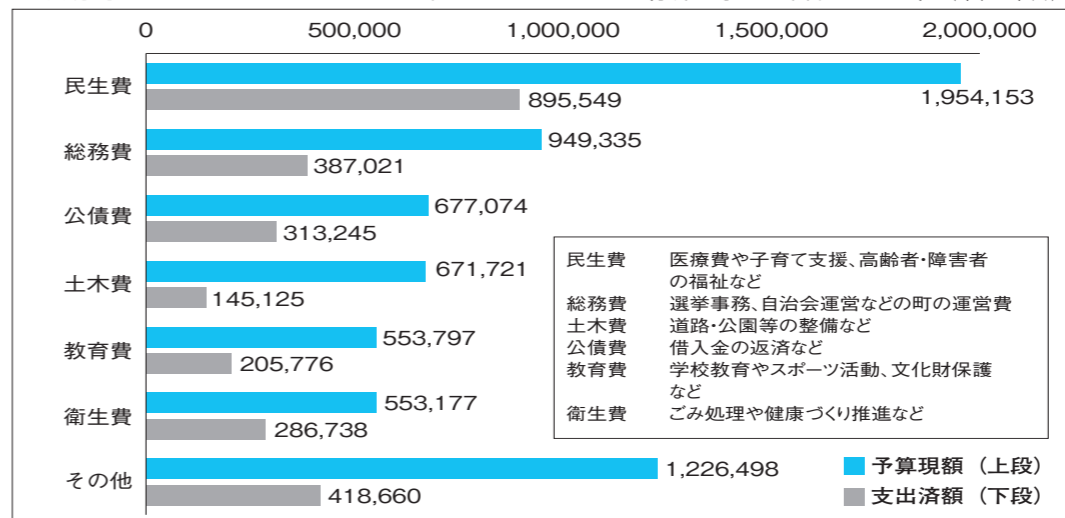
西口指定喫煙所

一般会計 予算額(歳入・歳出ともに) 65億8,575万5千円

■歳入 収入済額 31億1,774万6千円(予算に対する収入率 47.3%) (単位:千円)



■歳出 支出済額 26億5,211万4千円(予算に対する支出率 40.3%) (単位:千円)



特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	2,365,303	918,208	38.8%	928,788	39.3%
後期高齢者医療特別会計	228,799	82,934	36.2%	71,956	31.4%
介護保険特別会計	1,476,313	743,008	50.3%	556,066	37.7%
下水道事業特別会計	686,660	185,576	27.0%	237,707	34.6%

注:国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計の不足額は、他会計の歳入現金から一時資金を流用し収入の不足額を補いました。

町債(借入金)・積立基金(貯金)

	平成30年度末 残高	令和元年度末 残高(見込)
町債	6,667,009	6,822,707
積立基金	315,676	183,680

公営企業会計

水道事業会計	
収益的収入	収益的支出
226,335	163,525
資本的収入	資本的支出
0	104,288

町の家計簿より
 令和元年度 上半期の財政状況

▼問合せ 総務課
 ☎62-2151

皆さんに納めていただいた税金などがどのように使われているのかをお知らせするため、毎年2回、予算の執行状況等を公表しています。今回は9月30日現在の状況です。